

滋賀県食の安全・安心推進計画 平成30年度取組実績

施策 No	施策名	頁	施策 No	施策名	頁
【生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止】			【県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上】		
①	食の安全に関する危機管理体制の整備	1	⑫	リスクコミュニケーションの推進と県民ニーズの施策への反映	21
②	効果的な食品衛生監視指導の実施	3	⑬	食の安全性に関する情報の提供	23
③	食中毒の発生防止対策の推進	5	⑭	食育の推進	25
④	食品等の試験検査による安全性の確保	7	⑮	地産地消の推進	27
⑤	食肉・食鳥肉の衛生確保の推進	9			
【関係事業者の責任による食品の安全確保】					
⑥	農業生産工程管理（GAP）の取組推進	11			
⑦	環境こだわり農業の推進	12			
⑧	生産における薬剤などの適正使用の推進	14			
⑨	畜産物の安全性向上	16			
⑩	食品等事業者の自主衛生管理の促進	17			
⑪	適正表示の確保と食品表示に関する知識の普及	19			

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止		関係課	全ての関係各課 生活衛生課
施策	施策1 食の安全に関する危機管理体制の整備			
施策の方向	条例第24条に基づき、食品による大規模、または重大な健康被害の発生に平常時から備えるとともに、緊急事態には県関係機関が被害拡大防止や的確な情報の伝達・提供に速やかに対処します。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 健康危機未然防止対策（平常時の情報の収集・発信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係事業者および消費者への情報の発信（すべての関係課） 食の安全プッチ通信（しらせる滋賀情報サービス）の配信 20回（生活衛生課） <p>2 模擬訓練、マニュアル点検・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模な健康危害の発生を想定した模擬訓練（生活衛生課） 「腸管出血性大腸菌の基本知識と対策」の講演を行い、4～5名のグループにより大規模な健康危害の発生を想定した机上訓練を行った。 日時：平成30年10月31日14時30分～16時50分 場所：滋賀県危機管理センター プレスセンター（大津市） 参加者：県内の大型食品販売店の複数店舗統括者、店長等 17名 ●連絡網・危機対応マニュアルの整備（すべての関係課） 別表の「食の安全危機管理マニュアル」の点検を実施し、改正を行うなど必要な見直しを行った。 ●健康危機事案に対応できる人材養成（生活衛生課） 食品衛生危機管理研修会（H30.10.10～10.30 国立保健医療科学院）に1名参加した。 <p>3 緊急時の体制整備と情報の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●的確で分かりやすい健康危害情報の発信（すべての関係課） 県ホームページへの掲載および「しらがメール」の配信により、食中毒情報を発信し、注意喚起を行った。（生活衛生課） 県内食中毒発生情報9回 ●国や他府県、関係機関との連携強化（すべての関係課） 食中毒発生時は、厚生労働省食中毒被害情報管理室に報告するとともに、食中毒調査支援システムに情報を掲載するなどして全国自治体と情報共有を行った。 		<p>1 健康危機未然防止対策（平常時の情報の収集・発信）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係事業者および消費者への情報の発信（すべての関係課） 食の安全プッチ通信（しらせる滋賀情報サービス）により、食中毒注意報、食中毒予防等の啓発メールを配信する。（生活衛生課） <p>2 模擬訓練、マニュアル点検・見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ●大規模な健康被害の発生を想定した模擬訓練（生活衛生課） 開催時期：10月中旬 場所：危機管理センター災害対策室（予定） 対象者：県内の大型食品販売店のエリアマネージャー、店長等 ●連絡網・危機対応マニュアルの整備（すべての関係課） 食の安全に係る危機管理のマニュアルの実効性を確保するため、定期的にマニュアルの点検を実施し、必要な見直しを行う。 ●健康危機事案に対応できる人材養成（生活衛生課） 健康危機管理研修会に職員を派遣して、人材を養成する。 <p>3 緊急時の体制整備と情報の収集・発信</p> <ul style="list-style-type: none"> ●試験検査体制の充実（生活衛生課） 本県単独で対応することが困難な新規病因物質が疑われる事例の検査については、近隣府県と連携し対応する。 ●的確で分かりやすい健康危害情報を発信（すべての関係課） 県ホームページ等を通じて、食中毒発生情報などを発信する。（生活衛生課） ●国や他府県、関係機関との連携の強化（すべての関係課） 食中毒等健康危害事例発生時に備え、連絡網を整備するとともに、食中毒調査支援システムの情報を注視し、必要に応じて、厚生労働省食中毒被害情報管 	

	<p>【H30年度評価】 食中毒等の健康危機情報を速やかに発信するとともに、大規模食中毒発生時の模擬訓練を実施して、食品による重大な緊急事態に備えることができた。</p> <p>【5年間の総合評価】 対象者を変えて模擬訓練を実施することにより、当該施設が行うべき被害拡大防止措置、行政等関係機関との連携等の危機管理体制を確認し、初動対応能力の向上を図ることができた。 また、大規模食中毒等の緊急事態に備え、関係課および関係機関との連携体制を強化することができた。</p>	理室に報告し、発生時には全国自治体の情報を共有する。					
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
	大規模な健康危害の発生を想定した模擬訓練の実施	H26 1回	H27 1回	H28 1回	H29 1回	H30 1回	毎年 1回

別表

区分	担当課	○見直したマニュアル名（●：改正したマニュアル）
① 全般	健康福祉政策課（3）	●健康危機管理調整会議設置要綱、●健康危機管理の基本マニュアル、●健康危機管理マニュアル（広報編）
② 食中毒	生活衛生課（3）	○食中毒処理要領、○食中毒注意報発令要領、○ノロウイルス食中毒注意報発令要領
	薬務感染症対策課（1）	○健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領
	保健体育課（1）	○食中毒発生対応マニュアル
③ 食肉等	生活衛生課（4）	○と畜検査に係る炭疽処理要領、●滋賀県食肉衛生検査所口蹄疫対応マニュアル、○滋賀県食肉衛生検査所牛海綿状脳症検査対応マニュアル、○滋賀県伝達性海綿状脳症検査実施要領
	畜産課（2）	○滋賀県高病原性鳥インフルエンザ等防疫対応マニュアル、○滋賀県口蹄疫防疫対応マニュアル
	水産課（1）	○滋賀県コイヘルペスウイルス病対策本部設置要綱
④ 飲料水	生活衛生課（5）	○滋賀県飲用井戸等衛生対策要領、○滋賀県水道水健康危機管理実施要綱・要領、○滋賀県水道技術支援チーム設置要領、○滋賀県緊急時水道水放射性物質検査実施要領、○地下水・土壌調査等に基づく飲用指導要領
⑤ 毒物・劇物	薬務感染症対策課（2）	○毒物劇物等による事故発生時における解毒薬の供給要領、○毒物及び劇物の事故時における応急措置に関する基準
⑥ 感染症	薬務感染症対策課（6）	○原因不明の感染症が疑われる集団発生対策実施要領、○感染症予防対策事務処理要綱、○滋賀県感染症健康危機管理実施要領、○腸管出血性大腸菌感染症発生時の対応マニュアル、○集団嘔吐下痢症（感染性胃腸炎）にかかる調査の手引き、○高病原性鳥インフルエンザ発生時対応基本マニュアル（疫学調査・健康管理編）

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止		関係課	生活衛生課																														
施策	施策2 効果的な食品衛生監視指導の実施																																	
施策の方向	食品等の安全性を確保するため、毎年度、食品衛生監視指導計画を策定し、飲食店、販売業、製造業、輸入業に対して、効果的な監視指導を行います。																																	
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画																															
	<p>1 効果的な監視指導</p> <p>食品衛生監視指導計画で監視の必要性を4ランクに分類し、標準年間立入回数を定め、11,674件の監視指導を実施した。</p> <p>●監視指導実施数: 11,674件 (許可施設: 8,288件、届出施設: 3,386件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク (標準年間立入回数)</th> <th>許可施設</th> <th>届出施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回 (広域流通食品製造施設など)</td> <td>410</td> <td>9</td> </tr> <tr> <td>2回 (大規模食品販売店など)</td> <td>1,290</td> <td>799</td> </tr> <tr> <td>1回 (一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)</td> <td>5,253</td> <td>1,566</td> </tr> <tr> <td>必要時 (収去検査、苦情対応など)</td> <td>1,335</td> <td>1,012</td> </tr> </tbody> </table> <p>●重点監視指導</p> <p>(1) カンピロバクター等食中毒予防対策 (H30.5.1~H31.2.28) 延べ202施設 指導件数86件</p> <p>(2) 食品、添加物等の夏期一斉監視 (H30.7.2~H30.7.31) 延べ1,821施設 指導件数155件</p> <p>(3) 食品、添加物等の年末一斉監視 (H30.12.3~H30.12.28) 延べ1,768施設 指導件数153件</p> <p>(4) 食品表示一斉監視 (H31.1.4~H31.2.28) 延べ252施設 指導件数53件</p> <p>2 広域流通食品製造施設等に対する専門的な監視指導</p> <p>●対象となる633施設に対して、737件の専門的な監視指導を実施した。</p> <p>●より高度で専門的な監視を行うため、保健所等食品衛生監視員を対象として、HACCP手法による衛生管理の外部研修へ4回延べ6人を派遣した。</p>		ランク (標準年間立入回数)	許可施設	届出施設	3回 (広域流通食品製造施設など)	410	9	2回 (大規模食品販売店など)	1,290	799	1回 (一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,253	1,566	必要時 (収去検査、苦情対応など)	1,335	1,012	<p>1 効果的な監視指導</p> <p>「平成30年度滋賀県食品衛生監視指導計画」を定め、各保健所等の監視指導実施計画に基づき効果的・効率的な監視指導を行う。</p> <p>●監視指導計画数: 12,871件 (許可施設: 8,920件、届出施設: 3,951件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ランク (標準年間立入回数)</th> <th>許可施設</th> <th>届出施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3回 (広域流通食品製造施設など)</td> <td>413</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>2回 (大規模食品販売店など)</td> <td>1,908</td> <td>1,231</td> </tr> <tr> <td>1回 (一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)</td> <td>5,580</td> <td>2,190</td> </tr> <tr> <td>必要時 (収去検査、苦情対応など)</td> <td>1,019</td> <td>515</td> </tr> </tbody> </table> <p>●重点監視指導</p> <p>(1) 食品、添加物等の夏期一斉監視 (7月) 対象施設: 卸売市場、大型食品販売店、飲食店 (弁当屋、仕出し屋) 等</p> <p>(2) 食品、添加物等の年末一斉監視 (12月) 対象施設: 卸売市場、大型食品販売店、飲食店 (弁当屋、仕出し屋) 等</p> <p>(3) 食品表示一斉監視 (1~2月) 対象施設: 地域特産食品の製造および販売施設</p> <p>(4) カンピロバクター等食中毒予防対策 (通年) 対象施設: 生肉 (鶏肉) 料理提供施設、生食用食肉取扱施設、認定小規模食鳥処理場および併設食品営業施設</p> <p>(5) 自主衛生管理マニュアル重点監視 (通年) 対象施設: 従事者数が10人以上の飲食店、大型食品販売店</p> <p>2 広域流通食品製造施設等に対する専門的な監視指導</p> <p>●食品安全監視センターの専任監視員による専門的な監視指導を年1~3回実施する。(対象施設数: 633施設)</p> <p>●食品衛生監視員の資質向上のため、専門的な監視指導技術の研修を行う。</p>		ランク (標準年間立入回数)	許可施設	届出施設	3回 (広域流通食品製造施設など)	413	15	2回 (大規模食品販売店など)	1,908	1,231	1回 (一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,580	2,190	必要時 (収去検査、苦情対応など)	1,019	515
	ランク (標準年間立入回数)	許可施設	届出施設																															
3回 (広域流通食品製造施設など)	410	9																																
2回 (大規模食品販売店など)	1,290	799																																
1回 (一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,253	1,566																																
必要時 (収去検査、苦情対応など)	1,335	1,012																																
ランク (標準年間立入回数)	許可施設	届出施設																																
3回 (広域流通食品製造施設など)	413	15																																
2回 (大規模食品販売店など)	1,908	1,231																																
1回 (一斉監視対象施設、新規・更新許可対象施設など)	5,580	2,190																																
必要時 (収去検査、苦情対応など)	1,019	515																																

<p>3 食品輸入事業者の届出事項の確認</p> <p>●輸入業者の届出件数 0件</p> <p>【H30年度評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食店等の食品営業施設に対し、11,674件の監視指導を実施した。 ・広域流通食品製造施設に対しては、専任の食品衛生監視員が高度で専門的な監視を実施し、HACCPの取組を指導した。 <p>【5年間の総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去5年間における平均監視指導件数は12,712件であり、目標値15,000件に対する実施率は84.7%であった。目標が達成できなかった一因としては食品衛生監視員の減少が挙げられ、その対策を検討する必要がある。 ・専門監視の実施率は平成27年度から目標が達成できなかった。原因としては対象施設および高度食品衛生管理認証指導の増加が挙げられる。 	<p>3 食品輸入事業者の届出事項の確認</p> <p>●輸入業の届出について、届出事項の確認を行う。</p>					
<p style="text-align: center;">項 目</p>	<p>実績 H26</p>	<p>実績 H27</p>	<p>実績 H28</p>	<p>実績 H29</p>	<p>実績 H30</p>	<p>目標</p>
<p>①食品衛生監視指導計画に定める監視指導件数</p>	<p>14,132</p>	<p>12,957</p>	<p>12,552</p>	<p>12,246</p>	<p>11,674</p>	<p>H30:15,000</p>
<p>②対象となる施設に対する専門監視の実施率</p>	<p>191%</p>	<p>144%</p>	<p>137%</p>	<p>134%</p>	<p>139%</p>	<p>毎年150%</p>

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止		関係課	生活衛生課																							
施策	施策3 食中毒の発生防止対策の推進																										
施策の方向	食中毒の発生件数は全国的に減少傾向にあります。患者数はほぼ横ばい状態にあります。食中毒発生防止のため調理従事者や県民へ正しい知識や最新の情報を発信し、適切な対応と対策を推進します。																										
平成30年度取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画																								
	<p>1 食中毒関係情報の発信・講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県ホームページ「食の安全情報」において、食中毒発生情報、食中毒注意報等の情報を掲載した。 ●食中毒注意報の発令と周知 <ul style="list-style-type: none"> (1) 夏季期間中（7/1～9/30）に5回の食中毒注意報を発令し、広報・メール等により、周知を図った。 (2) 冬季期間中（11/1～3/31）に5回のノロウイルス食中毒注意報を発令し、広報・メール等により、周知を図った。 ●食品衛生月間の実施（8/1～8/31） 各保健所等において次の啓発事業を実施した。 街頭啓発：9か所、延べ8時間、延べ動員数73名 重点監視指導：469施設 食品衛生講習会：17回（408名） <p>2 食中毒発生時の迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食中毒事件の発生時は最優先で対応した。（大津市を除く。） <table border="1"> <thead> <tr> <th>病因物質</th> <th>事件数</th> <th>患者数</th> <th>備考（推定原因食品）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ノロウイルス</td> <td>3</td> <td>113</td> <td>酢がき、仕出し弁当</td> </tr> <tr> <td>カンピロバクター</td> <td>1</td> <td>9</td> <td>炭火の焼き鳥</td> </tr> <tr> <td>ウエルシュ菌</td> <td>1</td> <td>52</td> <td>ちんげん菜の煮浸し</td> </tr> <tr> <td>不明</td> <td>1</td> <td>20</td> <td>かんぱち、ひらまさ</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6</td> <td>194</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ●感染症と食中毒の両方が疑われる健康危害事例については、関係部局と連携して調査を実施した。 		病因物質	事件数	患者数	備考（推定原因食品）	ノロウイルス	3	113	酢がき、仕出し弁当	カンピロバクター	1	9	炭火の焼き鳥	ウエルシュ菌	1	52	ちんげん菜の煮浸し	不明	1	20	かんぱち、ひらまさ	合計	6	194		<p>1 食中毒関係情報の発信・講習会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●県ホームページ「食の安全情報」に食中毒発生状況などを掲載する。 ●食中毒注意報の発令と周知 <ul style="list-style-type: none"> (1) 細菌性食中毒が発生しやすい気象条件になった時に食中毒注意報を発令し、食品関係業者および県民に対し、食品の取扱いに関する注意喚起を行う。 (2) ノロウイルス食中毒が発生しやすい冬季にノロウイルス食中毒注意報を発令し、関係業者等に対し、健康管理・衛生管理の注意喚起を行う。 ●食品衛生月間の実施（8月） 県民に対する食品衛生知識の普及・啓発を目的として、各保健所が（一社）滋賀県食品衛生協会と協力し、街頭啓発等各種啓発事業を実施する。 <p>2 食中毒発生時の迅速な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関との連携と迅速な対応 腸管出血性大腸菌などの感染症の届出により食中毒が疑われる事例については、関係部局と協力して調査を実施する。
病因物質	事件数	患者数	備考（推定原因食品）																								
ノロウイルス	3	113	酢がき、仕出し弁当																								
カンピロバクター	1	9	炭火の焼き鳥																								
ウエルシュ菌	1	52	ちんげん菜の煮浸し																								
不明	1	20	かんぱち、ひらまさ																								
合計	6	194																									

	<p>3 事故の教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンピロバクター食中毒に対応するため、焼肉・焼き鳥料理店等肉料理提供施設等に対する重点監視を実施した。 ・原因施設となった一部の飲食店では、殺菌水と称した溶液で原料鶏肉を殺菌していたことから、県内の生食等鶏肉を提供する飲食店施設および食肉販売施設における殺菌水の使用実態を調査するとともに、殺菌水処理によるカンピロバクターへの影響について検証した。 <p>【H30年度評価】</p> <p>人口10万人あたりの食中毒患者数は、全国平均が12.17人（平成31年3月31日現在）に対して、本県は18.13人であり、全国平均を上回った。これは、患者数50人を超える食中毒事件が2件発生したことが一つの要因と考えている。これらの教訓を活かし、更なる食中毒予防に努めたい。</p> <p>【5年間の総合評価】</p> <p>人口10万人あたりの食中毒患者数については、過去5年間のいずれの年度においても、全国平均を上回る結果となってしまった。原因としては、毎年度44名から最大で患者数218名もの大規模食中毒が発生したことが挙げられる。</p> <p>さらに、カンピロバクター食中毒事件については、平成27年度には11件、平成29年度には7件発生したことも一因であると考えられる。</p>	<p>3 事故の教訓</p> <ul style="list-style-type: none"> ・カンピロバクター食中毒に対応するため、平成29年度に引き続いて焼肉、焼き鳥料理店等の食鳥肉を生食として提供する施設等における衛生管理の徹底を図るとともに、県民に対し、カンピロバクターおよび腸管出血性大腸菌等による食中毒に関する正しい知識の普及および啓発を図る。 					
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	実績 H30	目標 毎年
	人口10万人あたりの食中毒患者数	県：21.8人 全国14.1人	県：30.1人 全国：12.1人	県：30.1人 全国：12.1人	県：16.7人 全国：9.98人	県：18.13人 全国：12.17人	全国平均以下

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止				関係課	生活衛生課																													
施策	施策4 食品等の試験検査による安全性の確保																																		
施策の方向	健康被害や不良食品の流通を防止するため、食品添加物や残留農薬等の検査を実施し、食品等の安全性を確保するとともに、試験検査の高度化および精度管理の向上に努めます。																																		
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績				平成30年度取組計画																														
	<p>1 県内生産・製造食品の試験検査の実施</p> <p>●県内で製造される食品の検査 [1,164 検体]</p> <p>食品製造施設等で収去した1,164 検体の検査を行った。</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>微生物検査</th> <th>添加物検査</th> <th>残留農薬等検査</th> <th>放射性物質検査</th> <th>その他(※)検査</th> </tr> <tr> <td>544 検体</td> <td>93 検体</td> <td>119 検査</td> <td>134 検体</td> <td>274 検体</td> </tr> </table> <p>(※) 遺伝子組換え食品 10 検体、アレルゲン 40 検体を含む。</p> <p>発見された違反食品 (4 件)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>食品</th> <th>違反内容</th> </tr> <tr> <td rowspan="2">漬物</td> <td>表示に無い添加物 (着色料) の検出</td> </tr> <tr> <td>添加物 (甘味料) 使用基準違反</td> </tr> <tr> <td>佃煮</td> <td>添加物 (保存料) 表示不備</td> </tr> <tr> <td>食肉製品</td> <td>食肉製品の成分規格違反</td> </tr> </table> <p>●広域流通食品の検査 [601 検体]</p> <p>県内で販売される輸入食品などの広域流通食品を量販店等で購入し、601 検体の検査を行い、検査結果を公表した。 () 内は輸入食品</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <th>食中毒菌等検査</th> <th>指定添加物検査</th> <th>指定外添加物検査</th> <th>残留農薬検査</th> <th>放射性物質検査</th> </tr> <tr> <td>70 検体 (0)</td> <td>290 検体 (59)</td> <td>50 検体 (50)</td> <td>101 検体 (101)</td> <td>90 検体 (0)</td> </tr> </table> <p>検査の結果、違反食品は発見されなかった。</p> <p>●食品の安全性確保のための調査研究 [72 検体]</p> <p>監視指導や自主衛生管理等の助言等に必要の微生物検査、理化学検査を 72 検体実施した。</p> <p style="text-align: right;">【計 1,837 検体】</p>				微生物検査	添加物検査	残留農薬等検査	放射性物質検査	その他(※)検査	544 検体	93 検体	119 検査	134 検体	274 検体	食品	違反内容	漬物	表示に無い添加物 (着色料) の検出	添加物 (甘味料) 使用基準違反	佃煮	添加物 (保存料) 表示不備	食肉製品	食肉製品の成分規格違反	食中毒菌等検査	指定添加物検査	指定外添加物検査	残留農薬検査	放射性物質検査	70 検体 (0)	290 検体 (59)	50 検体 (50)	101 検体 (101)	90 検体 (0)	<p>1 県内生産・製造食品の試験検査の実施</p> <p>●県内で製造される食品の検査 [1,200 検体]</p> <p>食中毒の発生防止および不良食品の流通防止を図るため、保健所等の食品衛生監視員が抜き取り検査を行い、食品衛生法等に基づく試験検査を実施し、違反食品の排除を行う。</p> <p>●広域流通食品の検査 [600 検体]</p> <p>県内で販売される広域流通食品について、県民の不安の解消を目的として、県政モニターアンケートの結果を基に食品を選定し、検査結果をわかりやすく公表する。</p> <p>●食品の安全性確保のための調査研究 [200 検体]</p> <p>監視指導や自主衛生管理等の助言等に必要の調査・研究テーマを決めて検査を実施する。</p>	
	微生物検査	添加物検査	残留農薬等検査	放射性物質検査	その他(※)検査																														
	544 検体	93 検体	119 検査	134 検体	274 検体																														
食品	違反内容																																		
漬物	表示に無い添加物 (着色料) の検出																																		
	添加物 (甘味料) 使用基準違反																																		
佃煮	添加物 (保存料) 表示不備																																		
食肉製品	食肉製品の成分規格違反																																		
食中毒菌等検査	指定添加物検査	指定外添加物検査	残留農薬検査	放射性物質検査																															
70 検体 (0)	290 検体 (59)	50 検体 (50)	101 検体 (101)	90 検体 (0)																															

	<p>2 試験検査の精度向上 分析機器の精度点検、外部精度管理の実施、食品検査施設における業務管理 (GLP) および研修会への参加等、食品等試験検査業務の適正管理に努めた。</p> <p>【H30年度評価】 食品の成分規格、添加物使用基準、残留農薬、遺伝子組換え食品、アレルギー含有食品、残留動物用医薬品、放射性物質検査など計 1,837 検体の検査を食品衛生監視指導計画に基づき実施し、県内に流通する食品の安全性を確認し、違反食品を排除することができた。</p> <p>【5年間の総合評価】 目標検体数である 10,000 検体には至らなかったが、過去 5 年間で延べ 9,708 検体の検査を実施し、違反検体数は 20 検体であった。(違反率: 0.21%) 特に、今計画では、県民が特に不安に思っている食品について、計画的かつ効果的な試験検査を実施し、結果をホームページで公開することにより不安解消に努めた。</p>	<p>2 試験検査の精度向上 検査に関する信頼性を確保するため、G L P (試験検査業務の適正管理運営基準) を徹底する。</p>					
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①県内で製造される食品の検査	1,258 検体	1,232 検体	1,188 検体	1,184 検体	1,164 検体	1,200 検体
	②広域流通食品の検査	603 検体	585 検体	572 検体	570 検体	601 検体	600 検体
	③食品の安全性確保のための調査研究	178 検体	199 検体	105 検体	197 検体	72 検体	200 検体

項目	生産から消費段階における健康被害の未然防止や拡大防止			関係課	生活衛生課															
施策	施策5 食肉・食鳥肉の衛生確保の推進																			
施策の方向	と畜場および食鳥処理場における食肉・食鳥肉の安全性を確保するため、と畜検査の実施とともに、処理施設の衛生管理および微生物による汚染防止を推進します。																			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績			平成30年度取組計画																
	<p>1 と畜場における衛生管理の推進</p> <p>●と畜検査の実施</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>と畜検査頭数</th> <th>全部廃棄頭数</th> <th>一部廃棄頭数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛</td> <td>8,392</td> <td>27</td> <td>7,501</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1,875</td> <td>1</td> <td>1,801</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>10,267</td> <td>28</td> <td>9,299</td> </tr> </tbody> </table> <p>・BSE スクリーニング検査（24 か月齢超の異常を呈する牛）：牛 21 頭全て陰性</p> <p>●食中毒菌・微生物汚染指標菌の検査 375 検体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉・食鳥肉における汚染実態調査（枝肉等）（205 検体） 一般生菌数、大腸菌群数、カンピロバクター属菌、サルモネラ等 ・食肉・食鳥肉における微生物制御のモニタリング（170 検体） 腸管出血性大腸菌 O157 <p>●動物用医薬品の残留検査（86 検体） 動物用医薬品に係る収去（86 検体）</p> <p>●衛生点検・検証の実施 衛生管理状況の検証：開場日毎</p> <p>●関係事業者協議、衛生講習会等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者との協議（業務調整会議） 12 回 ・衛生講習会 2 回 <p>●HACCPプラン外部検証の実施（4 回） 滋賀食肉センターの外部検証の実施等によるHACCPプランの技術指導を実施した。</p>				と畜検査頭数	全部廃棄頭数	一部廃棄頭数	牛	8,392	27	7,501	豚	1,875	1	1,801	計	10,267	28	9,299	<p>1 と畜場における衛生管理の推進</p> <p>●と畜検査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・BSE スクリーニング検査（24 か月齢超の異常を呈する牛） <p>●食中毒菌・微生物汚染指標菌の検査 400 検体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食肉・食鳥肉における汚染実態調査（枝肉等）（250 検体） 一般生菌数、大腸菌群数、カンピロバクター属菌、サルモネラ等 ・食肉・食鳥肉における微生物制御のモニタリング（150 検体） 腸管出血性大腸菌 O157 <p>●動物用医薬品の残留検査（86 検体） ・動物用医薬品に係る収去（86 検体）</p> <p>●衛生点検・検証の実施 衛生管理状況の検証：開場日毎</p> <p>●関係事業者協議、衛生講習会等の開催（14 回） と畜場衛生管理責任者、作業衛生責任者および滋賀食肉センター関係者等に対する講習会等を実施する。</p> <p>●HACCPプラン外部検証の実施（12 回）</p>
	と畜検査頭数	全部廃棄頭数	一部廃棄頭数																	
牛	8,392	27	7,501																	
豚	1,875	1	1,801																	
計	10,267	28	9,299																	

	<p>2 食鳥処理場における衛生管理の推進 食鳥処理衛生管理者による適正な確認検査および食鳥処理場における衛生的な処理を指導した。(食鳥処理施設 35 施設 監視指導 63 件)</p> <p>【H30年度評価】 専任の獣医師職員によると畜検査により疾病獣畜の食肉を排除するとともに、と畜場の設備および食肉の衛生検査を実施し、衛生管理の徹底を図った。 また、と畜場法施行規則に新設されたHACCPによる工程管理の基準に基づく指導や、輸出食肉認定施設として認可を取得しているマカオ、シンガポール、タイ、フィリピン、ベトナム、ミャンマー、台湾への輸出食肉の衛生確保など、より高度な衛生管理の指導を実施した。</p> <p>【5年間の総合評価】 全体的に目標を概ね達成し、食肉の衛生管理や汚染防止を実施できたと思われる。 HACCPプラン外部検証については、H29、H30 年度では年4回の実施となったが、現場との調整を適宜行うことにより、十分な検証を実施できた。</p>	<p>2 食鳥処理場における衛生管理の推進 食鳥処理衛生管理者による適正な確認検査および食鳥処理場における衛生的な処理を指導します。</p>					
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①食中毒原因菌・微生物汚染指標菌の検査	282件	428件	387件	474件	375件	400件
	②動物用医薬品・農薬の残留検査	80件	80件	84件	86件	86件	80件
	③関係事業者協議、衛生講習会等の開催	14回	14回	16回	15回	14回	12回
④HACCPプラン外部検証の実施	6回	11回	12回	4回	4回	12回	

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保					関係課	食のブランド推進課		
施策	施策6 農業生産工程管理（GAP）の取組推進								
施策の方向	農業生産現場において、食の安全・安心に対する消費者の信頼をより一層高めるため、農産物の安全性確保等を目指して、農業生産工程管理（GAP）の取組を推進します。								
平成30年度取組実績	平成30年度取組実績			平成30年度取組計画					
	<p>1 生産者および産地等への普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JA、県からなる滋賀県GAP推進チームで、県域でのGAP推進を行った。 ・普及指導員を中心に農談会や研修会等での普及啓発活動を行った。 <p>2 人材の育成</p> <p>GAPに関する普及指導員の資質向上</p> <p>指導員研修：延べ51名受講</p> <p>JGAP基礎研修：23名受講</p> <p>ASIAGAP差分研修：28名受講</p> <p>3 生産者および産地等における取組支援</p> <p>国際水準GAPの認証取得を目指す農業者に対し、普及指導員がGAP指導者として営農指導員やコンサル等と連携し、認証取得の支援を行った。</p> <p>【H30年度評価】</p> <p>国際水準GAPの認証取得の支援、農業大学校での認証取得および指導員の育成を進め、国際水準GAPの認証取得拡大を図ることができた。</p> <p>【5年間の総合評価】</p> <p>平成28年度に東京オリンピック・パラリンピック競技大会の食材調達基準でGAP認証取得が要件化されたことを受け、流通業界がGAP認証取得を求める動きが高まりつつあることから、GAP認証取得に対応できる指導員の育成およびモデル的な経営体での認証取得の取組を支援してきた。認証取得は県の農業大学校も含め14組織まで拡大し、県、JA等の指導員の育成も進み、今後、現場において認証取得が必要となれば、対応できる体制を整備することができた。</p>			<p>1 滋賀県版GAPの普及推進活動</p> <p>「滋賀県版GAP」の内容を確保しつつ、産地の状況や取引相手が求めるGAPに対応するよう改善・実践し、国際水準GAPの認証取得推進のため、指導者の育成を図り、産地への啓発活動等を行う。</p> <p>2 指導者の育成</p> <p>研修会の開催等により、産地等における指導者を育成する。国際水準GAPの指導員の育成のため、先進的な産地をモデルとし、認証取得支援に向けた研修会を開催する。</p> <p>3 GAPの認証取得に対する支援</p> <p>2020年オリンピック・パラリンピック東京大会への食材提供、またそれ以降の流通の変化をにらみ、滋賀県GAP推進チームとも連携し、国際水準GAPの普及拡大を図る。</p> <p>取引相手の求めに応じたGAPの認証取得に向けた指導や助言、情報提供等を行う。</p>					
数値目標	項目			実績	実績	実績	実績	実績	目標
	① GAPに取組む生産組織数			H26 126組織	H27 130組織	H28 116組織	H29 112組織	H30 -	H32 150組織

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	食のブランド推進課
施策	施策7 環境こだわり農業の推進			
施策の方向	化学合成農薬および化学肥料の使用量を通常の5割以下に減らすとともに、琵琶湖等への環境の負荷を減らす技術で栽培する「環境こだわり農業」を進め、より安全で安心な農産物の供給を一層推進します。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 環境保全型農業直接支払交付金による生産支援 パンフレットや研修会により、取組技術の周知を図るとともに技術指導による支援を行い、環境こだわり農産物の生産を推進した。</p> <p>2 「みずかがみ」の生産流通の拡大 食味、収量、品質の高位安定化に向けた生産者の組織的な取組を支援し、「みずかがみ」の生産流通の拡大を図った。</p> <p>3 環境こだわり農産物の販売促進 ・環境こだわり米こしひかりの新たなパッケージ、販促物を作成し、県内の量販店にて試験販売を実施することで、消費者の理解促進に活用した。 ・京阪神を中心に、東海・関東圏において環境こだわり米キャンペーンを実施し、環境こだわり米・環境こだわり農産物のPRを行った。</p> <p>4 農薬・化学肥料を使用しないオーガニック農業（有機農業）の推進 安定生産技術の普及のため、乗用型除草機の実演会や、研修会を開催し、栽培手引きを作成した。</p> <p>【H30年度評価】 環境こだわり米については、環境保全型農業直接支払交付金の複数取組の廃止、国際水準GAPの要件化に伴い、全国的に大幅に取組が減少する中で、本県ではきめ細かな対応や「みずかがみ」の推進等により取組面積は微減にとどまった（環境こだわり米の作付割合44%）。また、環境こだわり農業推進基本計画を見直し、有利販売・流通拡大に向けた新たな取組やオーガニック農業を象徴的な取組として推進することを位置づけるなど、ブランド力向上に重点をおいた計画として策定し、環境こだわり米こしひかりの新パッケージ作成、オーガニック近江米の取組拡大に向けた体制整備を進めた。</p>		<p>1 環境保全型農業直接支払交付金による生産支援</p> <p>2 「みずかがみ」の生産流通の拡大 ・食味、収量、品質の高位安定化に向けた生産者の組織的な取組を支援 ・卸のニーズや消費者の評価を生産者に直接伝える場の設置 ・プレミアムみずかがみの買取集荷支援 ・テレビCM放映等PR支援</p> <p>3 環境こだわり農産物の販売促進 ・環境こだわり米コシヒカリの販路拡大（家庭用コシヒカリは全量こだわり栽培を目指す） ・環境こだわり米キャンペーンの実施</p> <p>4 農薬・化学肥料を使用しないオーガニック農業（有機農業）の推進 ・平成31年産（2019年産）からの「(仮称)オーガニック・近江米」の作付拡大に向け、安定栽培技術の普及（実演会、栽培の手引作成等）、販路開拓、ブランド化に向けた取組を実施</p>	

	<p>【5年間の総合評価】</p> <p>H25と比較し、環境こだわり農産物の栽培面積は1,179ha増加し、15,335haとなった。内、環境こだわり米の作付面積は13,379haと780ha増加し、こだわり米比率も5%上昇し、44%となった。</p> <p>今後、全国のトップランナーとして環境こだわり農業の取組を維持・拡大できるよう、「みずかがみ」の生産拡大に加え、「環境こだわり米コシヒカリ」の有利販売に向けた取組を強化する。さらに、水稻のオーガニック栽培技術の普及、販路開拓、ブランド化に向けた取組を始め、琵琶湖を抱える滋賀ならではの象徴的な取組として全国に発信することで、環境こだわり農業全体のブランド力向上につなげる。</p>	/					
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	実績 H30	目標 H30
	①環境こだわり農産物として栽培された近江米の推進主要品種(コシヒカリ、秋の詩)の栽培面積	6,465	6,107	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	—
	②環境こだわり農産物認証マークを表示して出荷販売する生産組織数	112	110	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	—
	③環境こだわり米の作付面積割合	41%	43%	45%	45%	44%	50%以上
	④環境こだわり農産物の認知度	—	—	43.5%	—	45.7%	50%以上

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	農業経営課 畜産課 水産課
施策	施策8 生産における薬剤などの適正使用の推進			
施策の方向	生産段階における安全性確保のため、条例第11条の規定に基づき、農薬、動物用・水産用医薬品および家畜用飼料の適正使用や、流通・販売における適正な取扱いを推進します。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 農薬の販売および使用段階における指導（農業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売者巡回指導 92者 ・農薬アドバイザー講習会 2回 302人認定 開催日時：平成30年6月22日、11月27日 内容：農薬取締法、食品衛生法、残留農薬検査、毒物及び劇物取締法の概要 <p>2 動物用医薬品等の販売および使用段階における指導（畜産課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動物用医薬品および家畜用飼料販売業者への立入検査の実施 動物用医薬品の流通・販売における適正な取扱いを推進するため、許可申請、許可更新および許可後3年時を対象として24か所の立入検査を実施した。 飼料の製造工程、保管状況、取扱い種類等が届け出にある内容で行われているか、現地確認を行い問題の無いことを確認した。 飼料製造業3社 飼料販売業3社 ●動物用医薬品の適正使用等に関する啓発指導の実施 畜産農家への巡回等の訪問時を活用して、動物用医薬品の適正使用等の啓発指導および情報提供を、畜産農家204戸（乳用牛47戸、肉用牛99戸、豚6戸、採卵鶏35戸、肉用鶏17戸）に実施した。 <p>3 水産用医薬品の使用段階における指導（水産課） 養殖業者の生産現場における食品の食品安全性確保を図るため、県内養殖場の調査・監視および衛生管理指導を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・養殖業者に対する巡回指導および情報提供件数 延べ468件 ・養殖場現場で使用する水産用医薬品の残留検査検体数 27件 		<p>1 農薬の販売および使用段階における指導（農業経営課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売者巡回指導 90者に実施予定 ・農薬アドバイザー講習会 2回開催予定 <p>2 動物用医薬品等の販売および使用段階における指導（畜産課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●動物用医薬品販売業者への立入検査の実施 動物用医薬品の流通・販売における適正な取扱いを推進するため立入検査を行う。 ●家畜用飼料の製造および販売業者への立入検査の実施 飼料の製造工程、保管状況、取扱い種類等が届け出にある内容で行われているか確認する。 ●動物用医薬品および家畜飼料の適正使用等に関する啓発指導の実施 畜産農家に対する動物用医薬品の適正使用等の啓発指導および情報提供を行う。 ●家畜用飼料の適正使用調査の実施 (平成27年度にて終了) <p>3 水産用医薬品の使用段階における指導（水産課） 養殖業者の生産現場における食品の食品安全性確保を図るため、県内養殖場の調査・監視および衛生管理指導を実施する。（水産課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○養殖業者に対する巡回指導および情報提供件数 延べ200件 ○養殖場現場で使用する水産用医薬品の残留検査検体数 22件 	

	<p>【H30年度評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農薬販売者へ巡回指導するとともに農薬アドバイザーを育成し、農薬の適正使用を推進した。(農業経営課) ・動物用医薬品等の販売業者や畜産農家に対する適正な流通・使用等の啓発指導を行い、生産段階における畜産物の安全性確保の取組を推進した。(畜産課) ・全養殖業者への指導・助言を実施したとともに、養殖業者による自主的な食品の安全性確保に関する取組を促進できた。引き続きさらなる安全性確保に向けた指導を継続する必要がある。(水産課) <p>【5年間の総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動物用医薬品の流通・販売における適正な取扱いを推進するため、許可申請、許可更新時および許可期間6年間の中間年にあたる許可後3年時を対象として、立入調査を実施した。不適切な取り扱い(陳列場所における「動物用医薬品」の表示がされていないなど)が確認された開設者に対して指導を行い、改善を行わせた。(畜産課) 	/					
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	実績 H30	目標 毎年
	①農薬販売者への巡回指導の実施	75者	75者	91者	91者	92者	毎年90者
	②動物用医薬品販売業者への立入検査	60か所	31か所	31か所	39か所	24か所	事業者ごとに 3年に1回
	③畜産農家への啓発指導および情報提供	1回	1回	1回	1回	1回	年間1回 以上
	④畜産物中の飼料添加物残留調査	21検体	18検体	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)
	⑤養殖業者に対する啓発指導および情報提供	337件	283件	166件	286件	468件	年間延べ 320件
	⑥養殖水産物中の水産用医薬品残留検査	27検体	27検体	27検体	27検体	27検体	年間20検体 以上

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保					関係課	畜産課		
施策	施策9 畜産物の安全性向上								
施策の方向	生産段階における畜産物の安全性確保のため、農家の飼養衛生管理の改善指導を行い、また、一層の安全性向上を図るためHACCP方式の考え方を取り入れた飼養衛生管理(農場HACCP)の普及・定着を進めます。								
平成30年度取組実績	平成30年度取組実績			平成30年度取組計画					
	<p>1 飼養衛生管理基準の徹底 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、畜産農家204戸(乳用牛47戸、肉用牛99戸、豚6戸、採卵鶏35戸、肉用鶏17戸)に年1回以上の立入調査を実施するとともに、必要な改善指導を行った。</p> <p>2 農場HACCPの啓発 農場HACCPの普及・定着を図るため、畜産農家(肉用牛農家、鶏農家)延べ20戸に対して、啓発指導および情報提供を行った。</p> <p>【H30年度評価】 飼養衛生管理基準の徹底では、目標としている年1回以上の立入調査を全畜産農家に実施し、遵守状況の確認と改善指導を実施した。また、農場HACCP認証取得支援研修会および農場指導員養成研修会に職員を派遣し、人材育成に努めるとともに、畜産農家への個別指導(延べ20戸)を行い、普及啓発を図った。 生産段階における畜産物の安全性向上のため、継続して飼養衛生管理基準の遵守の徹底、農場HACCPの取組を推進する必要がある。</p> <p>【5年間の総合評価】 ・対象となる農家全戸について、年1回以上の立入調査を実施し、飼養衛生管理基準の遵守について改善指導を行った。平成30年度には県外の陽性農場からの子豚導入による豚コレラの疑似患畜の発生が認められたが、鳥インフルエンザ・口蹄疫の発生は防止できた。 ・HACCPについては、肉用牛農場1戸に対して、定期的な検討会を通じた指導を実施し、平成27年8月に認証を取得した。当該農家に対して、飼養衛生管理の手順や記録方法等について指導を継続し、平成30年7月には更新審査を受審、引き続き認証が認められた。</p>			<p>1 飼養衛生管理基準の徹底 飼養衛生管理基準の遵守状況を確認するため、畜産農家への立入調査を年1回以上実施する。</p> <p>2 農場HACCPの啓発 農場HACCPの普及・定着を図るため、畜産農家に対する啓発指導および情報提供を行う。</p>					
数値目標	項目			実績	実績	実績	実績	実績	目標
				H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①畜産農家への立入調査の実施			1回	1回	1回	1回	1回	1回以上
	②農場HACCP研修会の開催			1回	1回	2回	2回	1回	2回以上
③農場HACCP普及定着のための農家指導の実施			14戸	13戸	20戸	17戸	20戸	20戸	

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	生活衛生課
施策	施策10 食品等事業者の自主衛生管理の促進			
施策の方向	食品等事業者の自主的な衛生管理が食の安全・安心の確保を図るうえで特に重要であることから、条例第12条および第13条に基づき、自主衛生管理の具体的な方法を定め適切な実施を促進します。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 自主衛生管理マニュアルの作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マニュアル作成促進講習会の開催 食品等事業者が、自主衛生管理マニュアルの必要性を理解し、マニュアル作成が促進されるよう、解説書を用いて講習会を開催した。 対象：従事者10人以上の飲食店、大規模食品販売施設等 回数：3回 <p>2 セーフドしがの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認証施設に対する高度衛生管理の専門監視 112施設に対し外部検証を実施した。 ●認証施設数の拡大 平成27年4月改正後の認証基準（以下「新基準」という。）に基づき、新たに11施設を認証した。（累計193工程） ●HACCP推進協議会の開催 認証事業者による「滋賀県HACCP推進協議会」を開催（1回）し、衛生管理に関する情報交換や技術研鑽のための講習を行った。 <p>3 関係団体との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●各種団体の実施する講習会等へ講師派遣等を行い、一般社団法人滋賀県食品衛生協会が自主衛生管理を促進するために実施している「五つ星事業」などの取り組みを支援した。 ●関係団体の主催する講習会で、自主衛生管理、セーフドしが等について講習を行い、周知を図った。 4団体8回148名 ●三井住友海上火災保険(株)との包括的連携協定によりHACCP導入セミナーを開催した。 1回20名 		<p>1 自主衛生管理マニュアルの作成促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●マニュアル作成支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> ① 食品等事業者が、自主衛生管理マニュアルの必要性を理解し、マニュアル作成が促進されるよう、解説書を用いて講習会を開催する。（年6回以上） ② 講習会受講施設に対して、マニュアル作成状況および衛生管理の実施状況を確認するとともに、未作成の施設にはマニュアルの作成を支援する。 ③ すでにマニュアルがあるために未受講であった施設に対して、マニュアル作成状況および衛生管理の実施状況を確認する。 <p>2 セーフドしがの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ●認証施設に対する高度衛生管理の専門監視 平成29年度までに認証した営業継続中の159施設すべてに対し、外部検証を実施し、認証施設における適切な衛生管理の継続を指導する。 ●HACCP推進協議会の開催 「滋賀県HACCP推進協議会」を開催し、衛生管理に関する情報交換や講習を行う。 <p>3 関係団体との連携・協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般社団法人滋賀県食品衛生協会が自主衛生管理を促進するために実施している「五つ星事業」などの取り組みを講師派遣等により支援する。 ●関係団体の主催する食品事業者向け講習会などの機会をとらえて、セーフドしがの認証基準について講習を行い、周知を図る。 ●業界団体と連携し、小規模事業者のHACCP取り組みを支援する。 	

	<p>【H30年度評価】 セーフドしが認証制度の充実と認証拡大を図るとともに、食品等事業者が自主衛生管理を実施するためのマニュアルの作成を促進するための講習会を開催し、自主的な衛生管理の向上を図った。</p> <p>【5年間の総合評価】 ・自主衛生管理マニュアル作成のための講習会については、平成27年度から平成29年度までの3年間においては年間6回以上開催し、目標を達成するとともに、対象事業者の自主衛生管理を推進することができた。 なお、平成30年度は、対象施設が少なくなってきたことから、1保健所を除き、施設ごとに個別指導を実施したため講習会は開催していない。 ・滋賀県食品高度管理認証（セーフドしが）については、平成29年度に目標を達成した。（平成30年度末：193施設）</p>	/					
数値目標	項 目	実績 H26	実績 H27	実績 H28	実績 H29	実績 H30	目標
	マニュアル作成のための講習会を開催(H27～)	—	11回	7回	7回	3回 ※別途、5保健所では対象施設に対し個別指導を実施	年間6回以上
	認証施設に対する高度衛生管理の専門監視	121施設 (98%)	126施設 (93%)	106施設 (75%)	92施設 (59%)	112施設 (70%)	年間1回 施設毎
	認証施設数の拡大（認証数）	147施設	156施設	171施設	182施設	193施設	H30:175施設

項目	関係事業者の責任による食品の安全確保		関係課	県民活動生活課 食のブランド推進課 薬務感染症対策課 生活衛生課
施策	施策11 適正表示の確保と食品表示に関する知識の普及			
施策の方向	食品表示は、県民が食品を選択する際の重要な情報源であることから、条例第23条に基づき、多岐にわたる食品表示の法令が守られるよう関係事業者の意識向上を図るとともに、県民が表示内容を正しく理解できるよう食品表示に関する知識の普及を行います。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 関係事業者に対する適正表示の指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景品表示法に基づく表示の適正化のため、調査・指導を実施した。 (県民活動生活課) 調査・指導件数：5件（うち口頭指導：2件） ●健康食品の販売施設への立入調査を実施し表示内容を確認した。 (薬務感染症対策課) 監視指導件数：131件 ●健康食品の買上げ検査を実施した。(薬務感染症対策課) 強壮用健康食品：5件 痩身用製品：1件 ●食品表示法（品質表示）に基づく食品表示の適正化について指導 (食のブランド推進課) <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品表示の適正化にかかる調査・指導を実施した。 調査・指導件数 7件 (2) 関係機関との連携による指導等 食品表示にかかる疑義情報があった場合、必要に応じて国・他自治体へ情報回付を行った。 国・他自治体への情報回付件数：2回 <p>2 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滋賀県食品表示監視協議会における情報共有・連携強化 滋賀県食品表示監視協議会出席：2回（参加行政機関：県民活動生活課、食のブランド推進課、食の安全推進室、大津市、近畿農政局など） 		<p>1 関係事業者に対する適正表示の指導・助言</p> <ul style="list-style-type: none"> ●景品表示法に基づく表示の適正化のため、調査・指導を実施する。(県民活動生活課) ●医薬品的な効能効果を標榜した健康食品など、県民が喫食し健康を損ない、また、治療の機会を逸することのないよう、医薬品等一斉監視等の機会を捉えて健康食品等の表示を確認する。また、全国で違反が多発している強壮用と称され販売されている健康食品について買上げ検査を実施し、医薬品成分が含有されていないかを確認する。(薬務感染症対策課) ●食品表示法（品質表示）に基づく食品表示の適正化について指導（食のブランド推進課） <ul style="list-style-type: none"> (1) 食品表示の適正化にかかる調査・食品表示110番による指導 (2) 関係機関との連携による指導等 <p>2 関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ●滋賀県食品表示監視協議会における情報共有・連携強化 県内における食品表示の適正化に向け、関係する行政機関等で構成される滋賀県食品表示監視協議会において情報共有や意見交換を行う。 	

	<p>3 県民への食品表示に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品表示法に基づく適正な食品表示の知識の普及（食のブランド推進課） <ul style="list-style-type: none"> (1)「食品表示 110 番」により、食品表示にかかる通報、問合せ等に対応した。 受付件数：95 件 (2)食品表示制度を周知するため、直売所担当者等を対象とした出前講座を実施した。 実施回数：7 回 ●県民への食品表示に関する講習の実施（生活衛生課） 講習実施回数：20 回 ●県内食品関係事業者への景品表示法・食品表示法に関する講座の実施（県民活動生活課・生活衛生課・食のブランド推進課） 講座実施回数：1 回 <p>【H30年度評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康食品を販売する 131 施設に対し立入調査を実施したところ、医薬品的な効能効果等を標榜していた 3 施設に対して指導を行った。（薬務感染症対策課） ・食品表示違反件数（食品衛生法違反または食品表示法の衛生事項違反）が 2 件となり、前年度を大きく下回った。（生活衛生課） <p>【5年間の総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去 5 年間の食品表示違反件数（食品衛生法違反または食品表示法の衛生事項違反）の平均は 8 件であり、概ね目標は達成できた。ただ、県民（消費者）を対象とした講習会は目標を下回っているため、食品表示の正しい知識の普及啓発に努める必要がある。（生活衛生課） 	<p>3 県民への食品表示に関する知識の普及</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品表示法に基づく適正な食品表示の知識の普及（食のブランド推進課） <ul style="list-style-type: none"> (1)「食品表示 110 番」による食品表示相談 (2)食品表示制度の周知（出前講座の実施） ●県民への食品表示に関する講習会の実施（生活衛生課） 開催計画回数 30 回 					
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①食品表示違反件数（食品衛生法違反または食品表示法の衛生事項違反）	10 件	8 件	8 件	12 件	2 件	10 件以下
②講習会等による食品表示知識の普及（講習会の開催）	7 回	21 回	18 回	22 回	28 回	30 回	

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上		関係課	全ての関係課 生活衛生課
施策	施策12 県民・リスクコミュニケーションの推進と県民ニーズの施策への反映			
施策の方向	条例第27条の規定に基づき、県民、関係事業者および県が相互に情報を共有し、意見交換できる機会を提供することにより相互理解を深めるとともに、県民や関係事業者の意見を施策に反映するよう努めます。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 効果的なリスクコミュニケーションの推進</p> <p>●シンポジウム・意見交換会の開催</p> <p>(1) 食の安全・安心シンポジウムの開催 テーマ：「食と微生物、その功罪を知る」 ～良い細菌、悪い細菌、どちらも台所にいた！～ 開催日：平成31年2月14日 場所：滋賀県庁 新館7階大会議室 参加者：118名 参加者の理解度：75.0%</p> <p>(2) 地域における意見交換会の開催 開催回数：7回 参加者：250名 参加者の理解度：95.4%</p> <p>2 県民ニーズの把握</p> <p>●県政モニターアンケートの実施 実施期間：6月 アンケート内容：食の安全・安心に関する事項 (県が行う取組を信頼している県民の割合 83.1%)</p> <p>●県民が特に不安に思っている食品の検査の実施と結果の公表 県政モニターアンケートにより県民が特に不安に思っている食品を選定し、601検体の流通食品を検査し、結果をわかりやすく整理して公表した。</p> <p>3 滋賀県食の安全・安心審議会の開催 【第1回】 開催日：平成30年8月21日 出席者：14名 (委員：15名) 議題：・「滋賀県食の安全・安心推進計画」の一部変更について ・推進計画に基づく平成29年度の施策の実施状況等について ・食品衛生法の一部改正について ・「(第2次) 滋賀県食の安全・安心推進計画」骨子案について 他</p>		<p>1 効果的なリスクコミュニケーションの推進</p> <p>●シンポジウム・意見交換会の開催 消費者、事業者、行政などの関係者が相互理解を深めるようシンポジウムや意見交換会を7回開催する。この際が、参加者に対して、アンケートを実施し、参加者の理解度を把握する。</p> <p>2 県民ニーズの把握</p> <p>●県政モニターアンケート等の実施 県政モニターアンケート等により、「県が行う食品の安全性確保に関する取組を信頼している」県民の割合を把握する。</p> <p>●県民が特に不安に思っている食品の検査の実施と結果の公表 県政モニターアンケートの結果を基に、県民が特に不安に思っている食品を集中的に買い上げ、検査結果を公表することで、県民の不安の解消に努める。</p> <p>3 滋賀県食の安全・安心審議会の開催 食の安全・安心推進条例第29条に基づき、審議会を開催し、食の安全・安心の確保に関する事項について諮る。 開催日：平成30年7月下旬、11月中旬、2月下旬(予定) 議題・推進計画に基づく平成29年度の施策の実施状況について ・(仮称) 推進計画Ⅱの策定についての検討・承認 ・その他</p>	

	<p>【第2回】 開催日：平成30年11月26日 出席者：8名（委員：15名） 議 題：・「(第2次) 滋賀県食の安全・安心推進計画」(原案) について</p> <p>【H30年度評価】 ・シンポジウムは大津市および立命館大学との共催により、微生物の危険性と有用性について意見交換を実施し、行政、関係団体、事業者、県民等が相互に情報を共有し、理解を深めた。</p> <p>【5年間の総合評価】 ・シンポジウムや意見交換会については、県民の関心の高いテーマや話題となっている事項について、各実施機関において開催方法（講師、進行、テーマ等）を工夫することにより、参加者の理解度アップに努めた。 ・県政モニターアンケートにおいて、県が行う取組を信頼している県民の割合は年々上昇したことから、県民が不安に思っている食品を検査し、結果を公表することは今後も必要であると考えます。</p>						
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①シンポジウムや意見交換会の実施	7回	7回	7回	8回	8回	7回
	参加者理解度	82.1%	88.1%	93.2%	97.1%	85.2%	70%以上
	②県政モニターアンケート等の実施（県が行う取組を信頼している県民の割合）	72.4%	75.2%	78.3%	84.1%	83.1%	80%以上
③食の安全・安心審議会の開催	1回	1回	1回	1回	2回	1回	

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上		関係課	全ての関係課 生活衛生課 県民活動生活課
施策	施策13 食の安全性に関する情報の提供			
施策の方向	県民自らが、食に関する知識と理解を深めることができるよう食品の安全性に関する情報の収集に努め、県民にわかりやすく、正確な情報提供を行います。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 食の安全・安心に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ「食の安全情報」による情報提供（生活衛生課） タイムリーな情報の掲載や携帯版「食の安全情報」などの充実を図った。 ホームページへのアクセス件数：72,533件 ホームページの更新回数：148回 ●食品による健康被害情報の迅速な提供（生活衛生課） 近畿府県市内の食中毒情報を随時ホームページやメール（しらしがメール）により提供した。 <p>2 講習会・研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者や食品関係事業者を対象とした講習会・研修会の実施（生活衛生課） <ul style="list-style-type: none"> ・食品関係事業者に対する講習会（食中毒予防、食品表示、自主衛生管理等） 135回、3,848名参加 ・消費者に対する講習会（手洗い講習、食中毒予防、食品表示等） 63回、1,805名参加 <p>3 関係事業者の自主的な取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品の自主回収情報の迅速な提供（生活衛生課） 自主回収着手情報：32件 必要に応じて、県ホームページ、メール等を通じて県民に周知した。 ●関係事業者の自主的な取組の紹介（生活衛生課） 「セーフフードしが」の認証した施設や、食品衛生優良施設として表彰された施設について、県政e新聞などを通じて紹介した。 		<p>1 食の安全・安心に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ホームページ「食の安全情報」による情報提供（生活衛生課） <ul style="list-style-type: none"> ・各種媒体や講習会等の機会を活用した消費者へのPR ・食品衛生に関するタイムリーな情報の掲載 ・携帯版「食の安全情報」の充実 ●食品による健康被害情報の迅速な提供（生活衛生課） 県内および近畿府県市内で発生した食中毒情報などをホームページやメールにより迅速に提供する。 ●くらしの情報セミナー（県民活動生活課） くらしのタイムリーな情報を提供することにより、消費生活問題に関心を持ち、適切な判断・行動ができる消費者を育成する。 <p>2 講習会・研修会等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ●消費者や食品関係事業者を対象とした講習会・研修会の実施（生活衛生課） 開催回数 150回 ●親子くらしの体験セミナー（県民活動生活課） 親子が体験学習を通し、食品等に対する正しい知識を身につけ、健康的な生活を送ることができるように教室を開催する。 <p>3 関係事業者の自主的な取組への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食品の自主回収情報の迅速な提供（生活衛生課） 人の健康に係る被害が生じる、または生じるおそれがあると考え、食品の自主回収に着手した食品関連事業者からの報告について、必要に応じて、県ホームページ、メール等を通じて周知する。 	

	<p>【H30年度評価】 県ホームページ「食の安全情報」に掲載する情報を充実させることにより、県民が食に関する知識と理解を深めることができるよう努めた。</p> <p>【5年間の総合評価】 ホームページのアクセス件数および更新回数は目標を達成しているものの、あらゆる情報をインターネットから入手する人が多いことから、引き続きホームページの充実に努める必要がある。</p>	/					
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①ホームページへのアクセス件数	61,760件	71,994件	377,151件	93,230件	72,533件	50,000件
	②ホームページの更新回数	126回	201回	190回	152回	148回	100回
③消費者や関係事業者を対象とした講習会・研修会の実施	183回	263回	178回	195回	198回	150回	

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上		関係課	健康寿命推進課 食のブランド推進課 保健体育課
施策	施策14 食育の推進			
施策の方向	条例第25条の規定に基づき、県民に食に関する知識や食を選択する力を身につけてもらうとともに、食の安全・安心の確保を図るため、食育の推進を通じて正しい知識の普及啓発を行います。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 食育推進活動者の育成(健康寿命推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食育推進活動者に対する研修会の実施 テーマ:「おいしく食べて ころも からだも 元気に」 開催日:平成30年6月15日 場所:ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター 参加者:241名 <p>2 農業体験学習を通じた食育の推進(食のブランド推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●たんぼのこ体験事業(市町向け自治振興交付金) 農業体験学習が、全市町で実施された。実施校数:200校(未確定) <p>3 安全・安心な学校給食の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校給食用野菜を供給する生産者組織等の取組を支援することで、農作業体験学習や出前講座を通じた子どもたちへの食育活動に取り組まれた。(食のブランド推進課) 実施市町・団体数:2市町4団体 ●湖っ子食育推進事業(14年目)の取組(保健体育課) <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な学校給食の推進に関する講習会の実施 月日 平成30年7月24日 場所 県庁東館7階 大会議室 参加者 学校給食関係者 146名 ・食に関する指導研修会の実施 月日 平成30年6月5日 場所 県庁東館7階 大会議室 参加者 食育担当、栄養教諭等 77名 		<p>1 食育推進活動者の育成(健康寿命推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●食育推進活動者に対する研修会の実施 県内の食育関係者を対象に研修会を実施 月日 平成30年6月15日(金) 場所 滋賀県立県民交流センター ピアザ淡海 <p>2 農業体験学習を通じた食育の推進(食のブランド推進課)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●たんぼのこ体験事業(市町向け自治振興交付金) 小学校において児童自らが「育て」「収穫し」「食べる」という一貫した農業体験学習を地域の農業者等とともに実施する。 また、農業体験学習に加え、農作物の生育観察、水田等に生息する動植物観察ならびに地域農産物の学習、地元食材を利用した調理体験などを行う「ステップアップ事業」を実施する。 <p>3 安全・安心な学校給食の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学校給食用野菜を供給する新たな生産者組織等の取組を支援し、食育活動の一層の推進を図る。(食のブランド推進課) ●湖っ子食育推進事業(14年目)の取組(保健体育課) <ul style="list-style-type: none"> ・安全安心な学校給食の推進に関する講習会(年間1回)の開催 ・食に関する指導研修会(年間1回)の開催 ・小中学校における「食育の日」の取組の推進 ・「湖っ子食育大賞」表彰 	

	<ul style="list-style-type: none"> ・小中学校における「食育の日」の取組の推進 学校給食の目標や教科等との関連、児童生徒会活動など学校での食育の取組が報告された。 ・「湖っ子食育大賞」表彰 応募校から大賞校1校、優秀校4校を選定し、表彰した。 <p>【H30年度評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業体験学習は約9割の小学校で実施され、食に関する理解を高める取組ができた。(食のブランド推進課) ・食育推進研修会に県内の食育関係者が多数参加され、食育に関する理解を深めることができた。食育の取組は多岐にわたることから、今後も引き続き研修会を開催することが必要である。(健康寿命推進課) ・給食を活用した指導、栽培や収穫等の体験活動、教科や特別活動における食に関する指導等により、給食の残食の減少や食に対する意識の向上につながる成果が表れている。(保健体育課) <p>【5年間の総合評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県民への食育を行う食育推進活動者に対する研修会を毎年計画通りに開催し、関係者の意識向上や活発な活動につなげることができた。(健康寿命推進課) ・各学校では、学校給食を中心に食育の取組が行われており、研修会で優秀な取組を広めることができた。今後も食育の推進につながる効果的な取組を紹介し、児童生徒の食に対する興味や関心を高めていきたい。また、食に関する指導研修会では、食育担当の参加を増やしたい。(保健体育課) 	/					
数値目標	項 目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	毎年
	①食育推進活動者に対する研修会の実施	1回	1回	1回	1回	1回	1回
	②学校給食における地場産物を使用する割合	27.2%	29.8%	28.0%	28.5%	29.1%	30%
③安全・安心な学校給食の推進に関する講習会および食育研修会の実施	2回	3回	2回	2回	2回	2回以上	

項目	県民・関係事業者・行政の三者による相互理解と信頼の向上		関係課	農業経営課 食のブランド推進課
施策	施策15 地産地消の推進			
施策の方向	条例第28条の規定に基づき、地産地消の推進を通じて、生産者と消費者の信頼関係を構築することにより、県産農畜水産物に対する信頼の一層の向上に努めます。			
平成30年度 取組実績	平成30年度取組実績		平成30年度取組計画	
	<p>1 野菜など園芸品目の生産拡大（農業経営課） 地域の特性を活かした園芸作物等の産地づくりの戦略が13戦略策定され、戦略的な産地化に向けた取組が開始した。</p> <p>2 学校給食での地産地消の推進（食のブランド推進課） ●学校給食用野菜を供給する生産者組織等の取組を支援することで、 ・農作業体験学習や出前講座を通じた子どもたちへの食育活動に取り組み、学校給食への地場産野菜の供給拡大にも取り組まれた。 実施市町・団体数：2市町4団体 ・学校側に県産野菜の生産に関する理解を深める活動や学校給食メニューの開発等に取り組んでもらうことで地産地消を推進した。 開発メニュー数：6メニュー ●学校給食において琵琶湖産魚介類を提供（水産課） 提供食数：約12万食</p> <p>3 地産地消推進キャンペーンの展開（食のブランド推進課） ●食品販売事業者等と県とが協働して地産地消を進める「おいしが うれしが」キャンペーンを展開し、登録事業者数が増加した。 キャンペーン推進店：1,733店舗（H29年度末：1,647店舗） キャンペーンサポーター：382事業者（H29年度末：356事業者）</p> <p>【H30年度評価】 地産地消推進キャンペーンでは、取組の結果、推進店が86店舗（+5.2%）、サポーター26事業者（+7.3%）増加し、地産地消の輪が広がった。</p> <p>【5年間の総合評価】 地産地消推進キャンペーンでは、推進店が5年間で少なくとも195店舗（15%）以上増加し、地産地消の輪を拡げることができた。</p>		<p>1 野菜など園芸品目の生産拡大（農業経営課） 地域の特性を活かした園芸作物等の戦略的な産地化に向けた取組を支援し、地域の創意工夫をこらした取組を促進し、農産物直売所や学校給食向け産地を育成し、農産物直売所等への来客を増加させるなど、地産地消を推進する。</p> <p>2 学校給食での地産地消の推進（食のブランド推進課） ●学校給食用野菜を供給する新たな生産者組織等の取組を支援し、食育活動の一層の推進を図るとともに、引き続き、学校側からの県産野菜の生産に関する理解を深める活動等に対して支援することにより学校給食での地産地消を推進する。</p> <p>3 地産地消推進キャンペーンの展開（食のブランド推進課） 食品販売事業者等と県とが協働して地産地消を進める「おいしが うれしが」キャンペーンのさらなる活性化を図る。</p>	

数値目標	項目	実績	実績	実績	実績	実績	目標
		H26	H27	H28	H29	H30	
	①販売用野菜作付面積の拡大	1,387ha	1,446ha	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	(H27年度にて終了)	H27:1,500ha
	②野菜の産出額	—	—	122億円	123億円	未公表	90億円
	③学校給食における地場産物を使用する割合	27.2%	29.8%	28.0%	28.5%	29.1%	30%
	④「おいしが うれしが」キャンペーン登録店舗数	—	1,316店舗	1,388店舗	1,454店舗	1,511店舗	H32:1600店舗